

日時 令和3年2月17日(水) 9:30～

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

剪定枝のリサイクルと資源物の収集方法の一部見直し等について(資源循環課)

1 開会(前田会長)

2 議事

(1) 松浪コミセン事務員の募集について

(2) その他

3 防災対策部会からの進捗報告

4 自治会長部会からの進捗報告

5 市民安全部会からの進捗報告

6 自治会館の管理運営について

7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について

8 松浪コミカフェ管理運営について

9 広報委員会からの報告

10 会計からの報告

11 各団体からの報告・共有

(1) 松浪地区社会福祉協議会

(2) 松浪地区民生委員児童委員協議会

(3) 松浪地区老人クラブ連合会

(4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ

(5) 松浪地区体育振興会

- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- ~~(14) 松浪学区子ども会連合会…規約改正により削除~~
- (15) 食生活改善推進団体
- (16) 浜竹一丁目自治会
- (17) 浜竹二丁目自治会
- (18) 浜竹三丁目自治会
- (19) 浜竹四丁目自治会
- (20) 松浪一丁目自治会
- (21) 松浪二丁目自治会
- (22) 富士見町自治会
- (23) LG 富士見町自治会
- (24) 常盤町自治会
- (25) 緑が浜自治会
- (26) 汐見台自治会
- (27) 出口町自治会

(28) ひばりが丘自治会

(29) 美住町自治会

(30) 公募委員

12 まちぢから協議会連絡会
行政からの依頼事項等について
別紙のとおり

13 スケジュールについて
総会資料事業計画等資料を参照

14 閉会

次回運営委員会：令和3年3月17日（水）

松浪コミセン・子どもの家「なみっこ」



スタッフ募集!!



松浪コミュニティセンターは、地域の交流の場、地域活動の拠点として、会議室、調理室、和室、音楽室、フリースペースが配置され、同施設内に子どもの遊び場として子どもの家も配置されています。この度、下記内容にて事務員の募集をいたします！

業務内容

コミセン及び子どもの家における、利用者の予約受付と一般受付などの事務、各階の案内、簡単な清掃、照明、空調、ガス、戸締まりなどの安全管理等、茅ヶ崎市立図書館の配本所の業務（貸出、返却の受付）

資 格

- (1) 年齢が満20歳（男・女共）以上の方
- (2) 松浪地区にお住まいの方
- (3) 業務に積極的に取り組み、健康で意欲のある方
- (4) 地域の活動やボランティア活動に理解のある方
- (5) パソコン、プリンター等の操作ができる方
- (6) 幅広い年齢層の利用者とコミュニケーションがとれる方

時 給

茅ヶ崎市臨時職員給与規定による（時給1,030円） ※有給休暇あり

募集人員

若干名

勤務時間

昼間勤務 8:30～17:00（7.5時間）
 夜間勤務（原則男性） 16:30～21:00（4.5時間）
 （7月～9月は21:30まで）

※上記の時間帯、土日祝日も交代で勤務できる方
 ※週20時間以内でシフトを組んで勤務（勤務日数は月12～14日程度）

勤 務 地

松浪コミュニティセンター（茅ヶ崎市常盤町2番2号）

雇用期間

雇用契約は原則1年間（更新あり、ただし最長5年以内）
 勤務は令和3年4月より

休 館 日

月曜日（ただし、月曜日が休日にあたるときはその翌日以降の直近の休日以外の日）、年末年始

審査方法

- 一次審査；書類選考（3月下旬）
- 二次審査；面接審査（3月末）

申込方法

- 市販の履歴書に応募の動機（400字以内）を添え提出ください。
- 松浪コミュニティセンターに持参するか、郵送してください。
- 郵送先；〒253-0032 茅ヶ崎市常盤町2番2号
 松浪地区まちづから協議会（松浪コミュニティセンター内） 宛
 TEL 0467-87-8855

締 切 日

令和3年3月20日（土）

令和3年度 松浪地区まちぢから協議会役員等の体制に関する基礎資料

1. 松浪地区まちぢから協議会【令和2年度就任時点】 ※次期改選対象が網かけ

役職名	人数	氏 名	
会長	1	前田 積（1期1年目）	
副会長	2	末松 一豊（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）	松井 教（1期1年目）
会計	2	杉本 誠（2期1年目）	刈間 昌仁（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）
書記	2	朝岡 通光（2期2年目） →次期再任の場合（3期1年目）	佐々木 睦子（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）
監事	4	菊池 紀子（3期1年目）	櫻井 武一（3期1年目）
		中井 汎（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）	辻 俊子（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）

※議決区分は、総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（役員任期）

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 松浪地区まちぢから協議会部会関係【令和2年度就任時点】

役職名	氏 名	議決区分	備考
市民安全部部会長	白石 壽明（4年目）	運営委員会	※次期改選または再任
市民安全部副部会長	野村 純二（5年目）	部会	※部会による選任
防災対策部部会長	渡邊 勇次（2年目）	運営委員会	※次期改選または再任
防災対策部副部会長	高橋 一紀（2年目）	部会	※部会による選任
自治会長部会部会長	松井 教（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪コミカフェ委員会委員長	原屋敷 典子（2年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪自治会館管理運営委員会会計	吉田 ひろみ（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任

【松浪地区まちぢから協議会規約等関係規定の抜粋】

・松浪地区まちぢから協議会規約

（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

・松浪コミカフェ管理運営委員会規約

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 (協議会委員が務める) 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

2 前項第1号及び第2号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の運営委員会で承認を得る。

3 前項第3号の役員は、会員の中から選出し、コミカフェ委員会の定例会で承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

3. 松浪コミュニティセンター管理運営委員会【令和2年度就任時点】

役職名	氏名	備考
委員長 (協議会会長兼務)	前田 積 (1期1年目)	館長※地域集会施設連絡会出席
副委員長	松井 教 (1期1年目)	※地域集会施設連絡会出席
副委員長 (松浪コミカフェ管理運営委員会委員長兼務)	原屋敷 典子 (1期1年目)	
会計 (協議会会計兼務)	杉本 誠 (2期1年目)	
常任委員	朝岡 通光 (2期2年目) →次期再任の場合 (3期1年目)	
常任委員	佐々木 睦子 (1期2年目) →次期再任の場合 (2期1年目)	

*議決区分は総会

*委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長及び会計が務める。

【松浪地区まちぢから協議会規約等関係規定の抜粋】

・松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 (協議会会長が務める) 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 (協議会会計が務める) 1名
- (4) 常任委員 2名

2 前項第2号及び第4号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の総会で承認を得る。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

パブリックコメントの実施を予定している案件について

市民の皆さまから広くご意見等を募集するパブリックコメントについて、現在、実施をしている案件及び実施を予定している案件についてお知らせいたします。なお、予定している案件は2月10日現在の予定であり、実施する際には、若干、変更になる可能性があります。

	案 件 名	概 要	応 募 期 間	担当課
1	第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)	本市の地方創生の取り組みの指針となる「第2期茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」を取りまとめました。	令和3年1月21日(木)から 2月24日(水)まで	企画経営課

〔 事務担当 市民自治推進課 協働推進担当 〕
 電 話 82-1111 (内線2414・2415)

感震ブレーカー等設置費補助金制度について

1. 令和2年度の交付決定実績について

令和3年1月29日時点での交付決定実績は、下表のとおりです。

地 区	令和2年度 交付決定数	H26～R2年度 累計設置率(%)※
茅ヶ崎	140	16.0
茅ヶ崎南	40	26.2
海 岸	20	54.3
南 湖	59	7.6
湘 南	59	6.7
鶴 嶺 東	336	12.4
鶴 嶺 西	0	1.8
松 林	153	12.0
小 和 田	21	0.5
松 浪	84	13.9
浜 須 賀	291	30.7
湘 北	382	10.5
小 出	8	4.2
合 計	1,593	15.8

※ H26～R2における本補助金、H26～R1における自主防災組織育成事業補助金、
 H26-27 まちぢから応援ツール、H27 内閣府モニターによる累計設置数により、
 「累計設置数／地区内全世帯数（R2）」で算出

- ・ 今後、上記データをホームページへ掲載予定です。
- ・ 令和2年度補助金の実績報告の提出期限は、令和3年2月26日となっています。
 （手続きに必要な書類：実績報告書、設置者名簿、領収書の写し）

2. 令和3年度の補助金制度について

(1) 補助金制度、交付決定について

補助制度の補助率・上限金額、申請期間につきましては令和2年度と同様です。各まちから協議会にて取りまとめ、申請をお願いします。

申請は4月下旬から受付を行い、申請順に交付決定を行います。受付は予算上限に達した時点で終了となります。

・申請期間 令和3年4月26日～令和4年1月31日

※ 申請開始日は、県補助金が交付決定後となりますので遅れる場合があります。

※ 申請は予算上限に達した時点で終了となります。

(2) 今後の予定

本日の添付資料を、全自治会長へ郵送いたします。

本市における福祉の相談体制の強化について

令和4年4月に本市の相談体制を強化し、既存の相談機能を活かしながら、地域の福祉課題に幅広く対応できる体制の構築を目指します。

1 令和4年度からの相談体制の強化

現在の福祉政策課（市役所分庁舎2階）に、新たに総合相談担当を設置します。

総合相談担当は、「8050問題」や「ひきこもり」といった社会問題をはじめとする既存の制度では対応できない「制度のはざまの課題」を抱えた世帯や、1つの専門機関では対応できない「複合的な課題」を抱えた世帯を、庁内各課や専門機関、地域の福祉活動団体とともに支援します。

また、総合相談担当は地域包括支援センターや市社会福祉協議会、福祉活動団体等と「居場所づくり」や「つながりづくり」などの地域福祉課題を共有し、その対応方法を一緒に考えていきます。

総合相談担当の設置に併せて、地域包括支援センターと福祉相談室を統合し「継続支援が必要な困難事例への対応」は総合相談担当へ、「地域の身近な相談窓口としての初期相談」は地域包括支援センターへ引き継ぎます。

具体的には別添資料のように、これまで「高齢者の支援は地域包括支援センター」、「総合相談は福祉相談室」と分かれていたものを、地域包括支援センターでの対応に一元化し、困難事例については総合相談担当につなげ、二段構えの手厚い支援体制を構築します。

2 スケジュール

令和2年度	1月25日	政策会議
	1月20日	全員協議会
	2月5日	地区社会福祉協議会へ説明
	2月9日	民生委員・児童委員（四役会）へ説明
	2月10日	まちぢから協議会連絡会へ説明
令和3年度	上半期	関係団体等へ説明 準備・調整
令和4年度	4月1日	総合相談担当設置
		地域包括支援センター機能強化

～相談支援体制がさらに手厚くなります～

令和4年3月31日まで

13地区

地域包括支援センター●●●

福祉相談室●●●

3職種の専門職(※)

相談支援員



高齢者の相談

福祉の
総合相談

令和4年4月1日から

13地区

地域包括支援センター●●●

3職種の専門職



高齢者の相談 + 福祉の初期相談機能

連携

市役所

総合相談担当(福祉政策課内)

正規職員・会計年度任用職員(専門職)配置

新設

福祉の
総合相談

事務移管

生活困窮者自立
支援相談事業

※3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)の配置人数は包括ごとに異なります。

●青少年指導員の活動紹介 (★は令和2年度の活動です)



★青少年健全育成ポスター展示
市立中学校に依頼し生徒がポスターを制作しています



社会環境実態調査
県から委託され各店舗の実態調査を行います



指導員研修
各自のスキルアップのための研修会です



行政研修
青少年指導員としての資質向上をはかる研修です



市民ふれあいまつり
青少年健全育成ポスター展示やパルーンアートの指導を行います



青少年会館フェスタ
子どもたちがミュージックバルを体験しています



全体会
青少年指導員の交流を深める事業です



★愛のパトロール



青少年育成のつどい
市からの委託により企画し開催しています



子ども会新役員研修会
新役員の方々に子ども向けゲームや備品を紹介します



★有害図書回収



ちがさきスポーツ・レクリエーションフェスティバル



県立茅ヶ崎養護学校文化祭

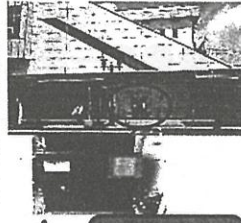


成人のつどい

●有害図書回収

茅ヶ崎市では、昭和56年に子どもの非行防止と健全な育成を図る目的で、「有害図書追放ポスト」を茅ヶ崎駅南口階段下に設置し、茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会が中心となり、茅ヶ崎ライオンズクラブの協力を得て、「有害図書を家庭に持ち込まない」運動の一つとして行ってきました。

平成18年4月からは青少年指導員が毎月1回、回収作業を行っています。



図書館の本は入れないでね!

●青少年指導員の表彰 8名が表彰されました。

神奈川県青少年指導員連絡協議会表彰

- ・小野 朋都[円 蔵]

茅ヶ崎市表彰

- ・土屋 豊[浜之郷]

茅ヶ崎市教育委員会表彰

- ・臼井 由記子[鶴 嶺]
- ・中山 雪枝[松 林]
- ・小野 朋都[円 蔵]
- ・池内 敦子[室 田]
- ・今給黎 照夫[浜之郷]
- ・佐々木 睦子[汐見台]
- ・相内 ゆかり[東海岸] (退任)



(案) えぼしいわ

回覧

令和3年2月10日
茅ヶ崎から協議会連絡会 資料4
教育推進部 青少年課

茅ヶ崎市青少年指導員だより

第27期 活動目標

・青少年指導員は、子どもたちが明るく健やかに育つよう、各種研修や協力事業に積極的に取り組み資質向上を図り、情報を発信し地域づくりに努める

青少年指導員だよりは、第100号を迎えました!

今回の「青少年指導員だより」で、通算第100号となりました。記念の通過点を過ぎて新たなタイトルを「えぼしいわ」とし、さらにみなさんに読まれる紙面構成をしていきます。次号以降も、青少年指導員の活動を紹介していきますのでお読みください!

今回は、「青少年指導員だより」や市内の小中学校区の履歴などを年表にして掲載しています。

第27期として、松本会長と青少年課 関山課長に抱負などを伺いました。

■青少年指導員連絡協議会 会長 松本陽子■

2020年はオリンピックイヤー。期待と感動の年となるはずでしたが、コロナに始まりコロナで終わってしまいました。私たちの活動も7月になってようやく始まり、このような状況下で何が出来るかを考えながら部会・委員会活動を進めてきました。残念ながら2月に計画していた『青少年健全育成ポスター展示』『青少年育成のつどい』は中止となりましたが、『愛のパトロール(学区での声かけ)』、青少年健全育成ポスターの制作依頼、備品の修理・貸出、そして広報紙第100号の発行ができました。広報紙は100号を記念して「えぼしいわ」という名前が付きましました。

私たちの任期も残すところあと1年。願わくば、全員が集まって研修ができれば、直接子どもたちに接し活動ができれば、『成人のつどい』で新成人を祝福できれば、と節に思っています。また、この大変な時期を過ごした子どもたちの成長を応援していきたいと思っています。



■青少年課 課長 関山知子■

青少年指導員だより 100号に寄せて

青少年指導員だよりの100号発行おめでとうございます。

第一号の発刊から40年余り。この間、5校の小学校が開校し、人口も16万人から24万人となりました。青少年指導員のみなさまには、その時々を青少年を取り巻く環境の変化やニーズに対応し、変わらぬ愛情と熱意をもって青少年健全育成のため活動していただいていることに感謝しております。

子どもたちが青少年指導員のみなさまをはじめ地域の方々に守られ、交流することは、心身ともに健やかに成長することに欠かせない要素のひとつです。これからも地域に育つ青少年のため、みなさまの絶え間ない活動をお願いし、ごあいさつとさせていただきます。おめでとうございます。



★第100号から青少年指導員だよりのタイトルを「えぼしいわ」に変更します。

タイトルの由来は、みなさんご存じの「えぼし岩」です。「湘南を歌った歌の中に数多く登場する、茅ヶ崎のシンボル「えぼし岩」。正式名称は「姥島(うばじま)」といひます。」(茅ヶ崎市HPより)

青少年指導員のロゴマークにもデザインされ、その活動を紹介する「青少年指導員だより」をみなさんに身近に捉えてもらえるように、やさしい言葉で認知度のある言葉を選んで「えぼしいわ」に決めました。



茅ヶ崎サザンCの中から見える「えぼし岩」。ロゴマークのイメージ。

え：笑顔があふれる研修しながらぼ：ボランティアで健全育成の活動し：市民のみなさんに広報紙などでい：いっぱい活動を知ってほしいわ：私たちは青少年指導員です



有害図書回収累計 (令和2年4月～令和3年2月)	有害図書				一般図書		総重量 789kg
	雑誌・マンガ	文書	DVD	ビデオ	雑誌・マンガ	文書	
	123冊	45冊	678枚	91本	234冊	56冊	

発行：茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会 会長：松本 陽子
編集：茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会 広報部会
問合せ先：茅ヶ崎市教育委員会青少年課 電話 0467-82-1111 (内線 3351・3352)

1970年 昭和45年

1980年 昭和55年

1990年 平成 2年

2000年 平成 12年

2010年 平成 22年

2020年 令和 2年

1968年 ●『地区少年指導員制度』を改正し
名称を『青少年指導員』と改称

1970年 ●神奈川県青少年指導員連絡協議会発足

1978年 ●第1号発行



第1号～第41号 細綴

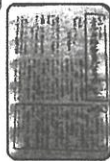
青少年指導員連絡協議会のできごと

茅ヶ崎市のできごと

1983年 ●第1回『青少年育成のつどい』開催

1984年 ●第1回『市民ふれあいまつり』参加
2019年まで参加

1984年 ●第20号発行より56号まで手書き作成



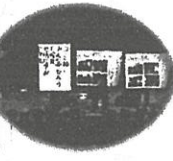
1985年 ●市民へ向けての指導員だより広報紙
『かけはし』創刊号より第5号まで発行



1988年 ●第57号発行 市民へ回覧開始



1999年 ●『青少年育成のつどい』第17回から第34回まで
中学生が参加、発表



2002年 ●『愛のパートナー』が協力事業から主催

2005年 ●青少年会館の依頼で『ごごもの日フェスタ』に参加

2006年 ●社会環境実態調査への協力開始
インフルエンザ感染拡大防止により中止し、ビデオ撮影

2009年 ●第27回『青少年育成のつどい』
インフルエンザ感染拡大防止により中止し、ビデオ撮影

2010年 ●『青少年会館フェスタ』で
ミュージックベルの指導と発表が始まる



2017年 ●50周年記念事業開催

2018年 ●『つどい50周年記念号』発行



2020年 ●第99号発行

2021年 ●第100号記念号『えほしいわ』発行

青少年指導員は
『地域で育てよう！青少年。』
をキャッチコピーに活動しています

1970年 ●海岸青少年会館開館
2015年開館

1972年 ●市制25周年を記念し
市の木『アカシア』
市の花『つばき』制定

1974年 ●第1回 花火大会開催



1980年 ●市民文化会館開館



1985年頃、解体前の茅ヶ崎駅
提供：茅ヶ崎市

1984年 ●中央公園開園

1985年 ●駅ビル『茅ヶ崎ルミネ』開業

1989年 ●総合体育館開館

1994年 ●第1回 湘南祭開催
『ロケット』で初飛行

1997年 ●市制50周年を記念し
市の鳥『シジュウカラ』制定

1997年 ●浜降祭 例祭日を海の日に変更

1997年 ●土井隆雄さん スペースシャトル
『ロケット』で初飛行



提供：茅ヶ崎市

提供：茅ヶ崎市

1998年 ●神奈川ゆめ団体
野球・ボウリング 開催

2002年 ●サザンビーチモニュメント
『茅ヶ崎サザンC』除幕式(3月)

2004年 ●『ごごもを安全を守る都市』宣言



2005年 ●野口聡一さん スペースシャトル
『ディスカバリー』で初飛行

2015年 ●第60回 大岡越前祭開催

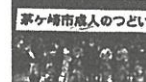


2016年 ●市役所本庁舎開庁

2018年 ●柳島スポーツ公園開場

2019年 ●茅ヶ崎公園体験学習センター
うみかぜテラス開館

2021年 ●『成人のつどい』
コロナ禍により初の
オンライン開催



毎年、各中学校からの代表が実行委員を
行っています

～1950年

小学校4校
茅ヶ崎 鶴嶺 松林 西浜



中学校3校
松林 鶴嶺 第一

人口：約47,000人 世帯数：約9,700世帯

～1965年

小学校8校
小出 松浪 梅田 香川



中学校6校
西浜 松浪 梅田

人口：約100,000人 世帯数：約25,500世帯

～1985年

小学校16校
浜須賀 鶴が台 柳島 小和田 円蔵 今宿 室田 東海岸

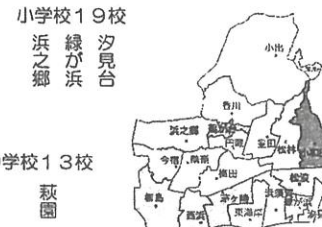


中学校12校
鶴が台 浜須賀 北陽 中島 円蔵 赤羽根

人口：約185,000人 世帯数：約57,000世帯

～2019年

小学校19校
浜之郷 緑が浜 夕見台



中学校13校
萩園

人口：約242,000人 世帯数：約103,000世帯

※図は小学校学区です

案

令和3年3月 日

自治会長 様

茅ヶ崎市教育委員会青少年課長

「ちがさき青少年指導員だより第100号」の回覧について（依頼）

春暖の候、貴会におかれましてはコロナ禍にあってもますます御清栄のことと、お慶び申し上げます。また、日ごろより当市の青少年行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市では地域における青少年の自発的活動とその育成活動を推進するなどして青少年健全育成を図るために青少年指導員を設置しております。青少年指導員は市内19小学校校区の地域を拠点として活動しており、地域に根ざした活動を行っております。

この度、広く市民の皆様に青少年健全育成の重要性を周知すること、青少年指導員の活動を御理解いただくことを目的に、広報紙「青少年指導員だより第100号」を発行いたします。今回の第100号発行を記念し、広報紙に「えぼしいわ」という愛称をつけ、より市民の皆様に親しまれるような紙面づくりを目指してまいります。

つきましては、「青少年指導員だより第100号」の自治会回覧をお願い申し上げます。4月3日以降に青少年指導員が、各自治会の広報配布・回覧の御担当者様にお届けいたします。時節柄、対面ではなく玄関やポスト等へのお届けとさせていただきますので、御承知おきください。

なお、回覧を休止している自治会につきましては、再開時に改めてお届けするなど個別対応を取らせていただきますので、4月2日（金）までに事務担当まで御連絡ください。

お忙しいところ、大変にお手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

事務担当 教育委員会青少年課 諸坂
電 話 0467(82)1111 内線 3352
ファクス 0467(58)4265
メールアドレス seishou@city.chigasaki.kanagawa.jp

令和3年2月10日
まちぢから協議会連絡会 資料5
環境部 環境保全課

3茅環保第 号
令和3年4月 日

自治会長 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光
(公 印 省 略)

令和3年度「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」の中止について

日頃より本市行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に広がり、感染症の脅威は現在も予断を許さず、この影響は甚大かつ長期に及ぶことが懸念されています。

このような状況の中、市主催・共催イベントの中止等について、自治会の皆様にご理解をいただいていますことを重ねてお礼申し上げます。

本市では、この難局を乗り越えるために「新型コロナウイルス感染症対策政策パッケージ」及び「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」を策定し、感染症拡大防止のための様々な取組に努めております。

こうした中で、年2回開催しております「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」につきましては、令和3年度は中止とさせていただくこととなりました。

美化キャンペーンは例年多くの皆様にご参加いただいていることから、皆様の健康と安全を最優先に考えた措置となりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

中止の周知方法

中止に関しては、すべての自治会長様への通知、広報ちがさき（5月1日号）、市広報掲示板（4月26日から5月25日まで）、市ホームページなどの電子媒体を使用して周知を図ってまいります。

事務担当 環境部環境保全課
0467-82-1111（内線 1231）

2茅環事第 号
令和3年3月 日

〇〇自治会 会長 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光
(公 印 省 略)

令和3年度環境指導員の推薦について（依頼）

立春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、本市の環境行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴自治会における令和3年度の環境指導員の御推薦を次のとおりお願い申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、同封の「環境指導員推薦書（令和3年度）」を御記入のうえ、同封の返信用封筒にて御提出をお願い申し上げます。

また、来年度は2年任期の2年目となりますが、前年度と変更がない場合でも、御提出くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、令和3年度の環境指導員委嘱式の御案内につきましては、御推薦いただきました方へ直接送付させていただきます。

最後に、環境指導員は令和2年度より市からの報酬はありませんので御承知おさください。

1 推薦人数

昨年度推薦数を御参考に各自治会1名以上お願いいたします。

2 記入事項

推薦される方の氏名・住所・電話番号を御記入ください。

自治会長の御署名もお願いいたします。

※記入例を参考としてください。

3 提出方法

同封の返信用封筒により、環境事業センターへ御提出ください。

4 提出期限

令和3年3月26日（金）

※貴自治会の御都合により期限までに御回答いただくことが難しい場合は、事前に必ず御連絡をお願いします。

問い合わせ先

茅ヶ崎市環境部環境事業センター業務担当

〒253-0071 茅ヶ崎市萩園1085

（電話）0467-57-0200

kankyujigyoun@city.chigasaki.kanagawa.jp

茅ヶ崎市環境指導員に関する関連法令

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（一部抜粋）

（環境指導員）

第10条 市長は、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理を推進するため、環境指導員を設置する。

2 環境指導員は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（市の減量化、資源化等）

第11条 市は、その業務の遂行に当たり減量化及び資源化を推進するとともに、再生品の利用の促進に努めなければならない。

2 市は、資源化の推進のため、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める廃棄物等集積場所（以下「集積場所」という。）における循環資源の適正な管理及び分別収集に努めなければならない。

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（一部抜粋）

（環境指導員の職務等）

第3条 条例第10条第1項の環境指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

（1） 市が行う減量化及び資源化の運動に対する参加及び協力に関すること。

（2） 地域における減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理等に関する指導及び啓発に関すること。

（3） 条例第11条第2項に規定する廃棄物等集積場所に関する指導に関すること。

（4） その他一般廃棄物に関する市との連絡調整に関すること。

2 環境指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の環境指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 環境指導員は、再任されることができる。

環境指導員推薦書（令和3年度）

令和3年 月 日

（あて先） 茅ヶ崎市長

自治会名 _____

会長名 _____

電話番号 _____

次のとおり環境指導員を推薦します。

	推 薦 者		
	フリガナ 氏 名	住 所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【記入例】

環境指導員推薦書

令和3年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

自治会名	烏帽子自治会
会長名	茅ヶ崎 一郎
電話番号	0467 (〇〇) ××××

次のとおり環境指導員を推薦します。

	推薦者		
	フリガナ 氏名	住所	電話番号
1	チガサキ タロウ 茅ヶ崎 太郎	茅ヶ崎市 烏帽子●-●-●	090 (■■■■) △△△△
2	シゲン ジロウ 資源 次郎	茅ヶ崎市 烏帽子●-●-●	0467 (■■) △△△△
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

令和3年2月10日
まちぢから協議会連絡会 資料7-1
環境部 環境事業センター

令和3年3月 日

〇〇自治会会長 様

環境事業センター所長

令和2年度 ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る完了報告書の
提出について（依頼）

標記の件につきまして、今年度の「ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係
る完了報告書」の御提出をお願いいたします。

御多忙のところ大変恐縮ですが、提出期日までの御提出をお願いいたします。

提出書類

茅ヶ崎市ごみ及び資源物の集積場所維持管理協力完了報告書

提出期日

令和3年4月9日（金）まで

提出先

茅ヶ崎市萩園1085 茅ヶ崎市環境事業センター業務担当

※同封の返信用封筒を御利用ください。

（ 事務担当 環境事業センター業務担当
電 話 57-0200 ）

茅ヶ崎市ごみ及び資源物の集積場所維持管理協力完了報告書

令和 年 月 日

(あて先)茅ヶ崎市長

所在地

報告者 自治会の名称 ●●●自治会

代表者氏名 会長

印

令和2年度の集積場所の維持管理について、次のとおり完了したので報告します。

集積場所維持管理
の 内 容

日付は記入しないでください

茅ヶ崎市ごみ及び資源物の集積場所維持管理協力完了報告書

令和3年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

※所在地、自治会の名称・役職名は市で記入済み

所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
報告者 自治会の名称 茅ヶ崎自治会
代表者氏名 会長 茅ヶ崎 太郎 印

※令和2年度当初にご提出いただいた茅ヶ崎市自治会長行政連絡調整請書に記載した代表者氏名を記入してください

※シャチハタ印、自治会印は不可です
朱肉印かつ申請時と同一の印で
押印してください（自治会長印は可）

令和2年度の集積場所の維持管理について、次のとおり完了したので報告します。

例を参考に、実際に行ったごみ及び資源物の集積場所の維持管理に関する内容を記入してください
※1つの事項のみでも可

< 例 >

集積場所維持管理
の 内 容

- 地域の集積場所の見回りをを行った。
- ごみ出しのマナーに関する注意喚起を行った。
- 集積場所での排出指導を行った。

※修正液や修正テープでの訂正はできません。訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、代表者氏名欄に押印した印で訂正印を押してください。
※消えるボールペンで記載されたものは無効となります。

令和3年3月 日

〇〇自治会会長 様

環境事業センター所長

令和3年度ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料に係る書類の提出について（依頼）

立春の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本市の環境行政につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料」につきまして、新年度を迎えるにあたり、次のとおり書類の提出をお願いいたします。

提出期日までに令和3年度の自治会長等が決定されない場合は、お手数ですが環境事業センターまで御連絡いただいたうえで、決定次第、御提出くださるようお願いいたします。

1 提出書類

- ① 令和3年度ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力請書
- ② 令和3年度ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料請求書

2 提出期日

令和3年4月9日（金）まで

3 提出先

茅ヶ崎市萩園1085 茅ヶ崎市環境事業センター業務担当

※同封の返信用封筒を御利用ください。

（ 事務担当 環境事業センター業務担当
電 話 57-0200 ）

令和3年度ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力請書

		第 号
摘 要	ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力	
契 約 金 額 (年間)	¥8 4 0 0 0	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		
完了期限	令和3年3月31日	
履行場所	受注者である自治会の管轄区域内	
契約保証金	<input type="checkbox"/> 契約金額の / 100 <input checked="" type="checkbox"/> 免除	
その他の事項		

上記について、茅ヶ崎市ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料交付要綱及び茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）の規定に則り履行します。よって、この契約を証するため、請書を提出します。

令和3年 4月 1日

自治会名 ○○自治会

会 長 名

印

(あて先) 茅ヶ崎市長

令和3年度ごみ及び資源物の集積場所の
維持管理に係る協力手数料

請 求 書

金 額 ￥

上記の協力手数料を支払われたく請求いたします。

年 月 日

(あて先) 茅ヶ崎市長

所 在 地

自 治 会 名 ○○自治会

代 表 者 氏 名 会長

印

口座振替支払依頼書

金融機関名	銀 行 農 協 信 金	支 店 名 支 店 営 業 部
預 金 科 目 1 普通 2 当座 3 別段	口 座 番 号	
フリガナ 口座名義		

※通帳に記載されている正式な口座名義をご記入ください。

地区防災訓練（まちぢから協議会や自治会連合会主催により実施される防災訓練）は、「**地域防災力の強化**」「**自助・共助の取り組みの推進**」などにおいて、**非常に重要な**役割を果たします。

しかしながら・・・

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため

令和2年度は中止

令和3年度においても例年と同様の訓練の実施は難しい

【特に難しい訓練】

- ・炊き出し訓練
- ・救助・救出訓練
- ・救命訓練
- ・搬送訓練 など

しかし

災害はいつ発生するかわからない・・・
災害への備え = 地区防災訓練の実施
重要 = 自主防災組織の活動 など

コロナ禍を踏まえた

新たな防災訓練の方法を検討



「感染しない注意」
「感染させない配慮」

どのような方法
ならのできるのか

▶ コロナ禍を踏まえた新たな防災訓練



訓練を実施する際のポイント

対象者を限定

- 訓練参加者を限定
 - ・ 自主防災組織役員
 - ・ 防災リーダー など
- 必要最低限の人数

訓練内容を限定

- 実施可能な訓練メニュー例
(内容・方法)を市で提示
- 地区ごとに選択・検討
(地域の状況を踏まえ検討)



実施可能な訓練メニュー例 (抜粋) ※別紙参照

活動型訓練

- 情報受伝達訓練
 - ・ 被害状況等収集訓練
 - ・ 安否確認訓練

図上災害体験型訓練

- 避難所運営ゲーム (HUG)
- 防災シミュレーションゲーム
クロスロード
- 避難行動訓練 EVAG など

3つのを避け
ましょう!



注意
すること

⊗ 人が多く集まる環境

⊗ 一つの物品等の共有

⊗ 大声での会話

⊗ 密接した活動

⊗ 飲食を伴う活動



コロナ禍でも比較的实施しやすく必要性も高い！

情報受伝達訓練

■ 目的

- ・ 災害時の情報受伝達体制の構築
- ・ 機器の取り扱い精度の向上

■ 目指す成果

- ・ 地域内の被害状況を集約し、市へ報告・支援要請を行うための一連の活動を確認

被害状況等収集訓練

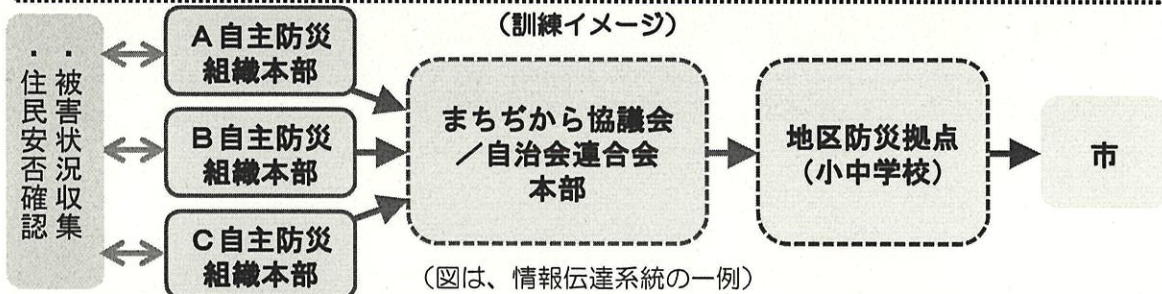
地域内の被害状況の把握及び集約に係る一連の活動を確認



安否確認訓練

地域住民の安否確認・集計に係る一連の活動を確認

それぞれの訓練を同時に実施することで、より訓練の効果が高まることが期待できます。



一堂に会さず、おのおのの活動場所で訓練が可能：分散訓練

さいごに

防災対策課へご相談ください。



訓練の実施方法など、訓練計画を検討するうえで不明なことは、遠慮なく防災対策課へご相談ください。

引き続き、
「地域防災力の更なる強化」
「自助・共助の取り組みの更なる推進」に
ご理解ご協力をおねがいいたします。



防災対策課所管の補助金の手続き等の変更について

【地区防災訓練補助金対象事業等の変更について】

1. 補助金対象事業の変更等について

新たな防災訓練の方法に基づき補助対象事業を以下のとおり変更するとともに補助額を変更します。なお、補助額の変更については過去数年間の訓練用資機材や消耗品等に係る経費の実績・平均値をもとに上限額を算出しました。

対象

訓練用資機材、訓練消耗品

対象外

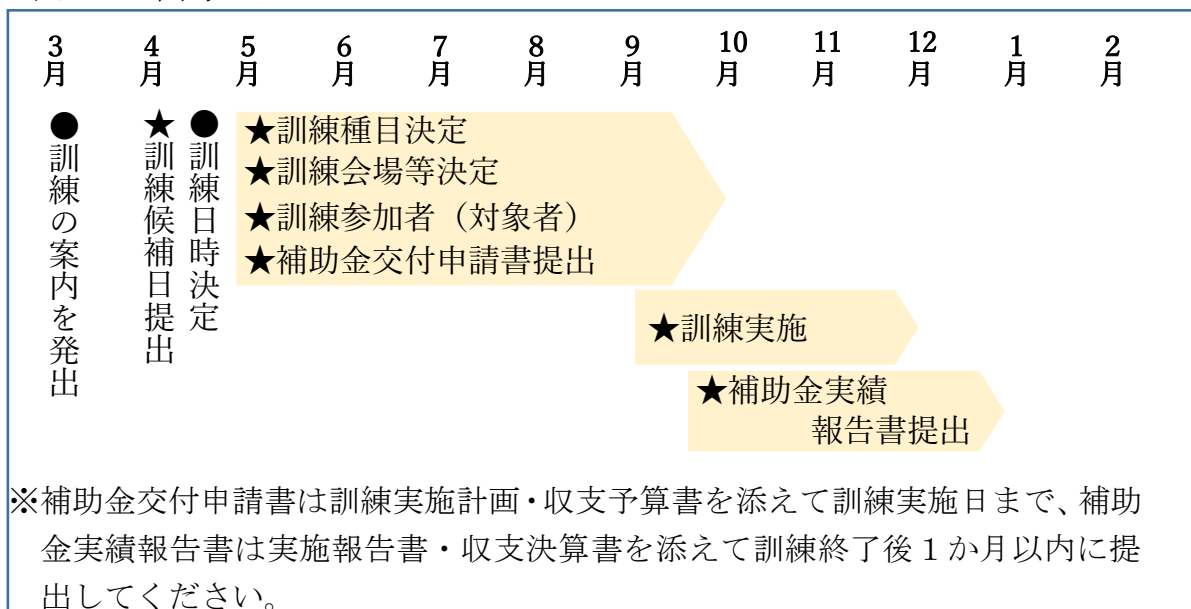
炊き出し訓練、啓発品

表1 世帯数毎の補助金額

区分	世帯数	補助金額
I	3,000世帯未満	40,000円
II	3,000世帯以上4,000世帯未満	50,000円
III	4,000世帯以上5,000世帯未満	60,000円
IV	5,000世帯以上6,000世帯未満	70,000円
V	6,000世帯以上7,000世帯未満	80,000円
VI	7,000世帯以上8,000世帯未満	90,000円
VII	8,000世帯以上	100,000円

2. 訓練日時や補助金申請手続きの流れ （●市が実施 ★自主防災組織が実施）

表2 年間スケジュール



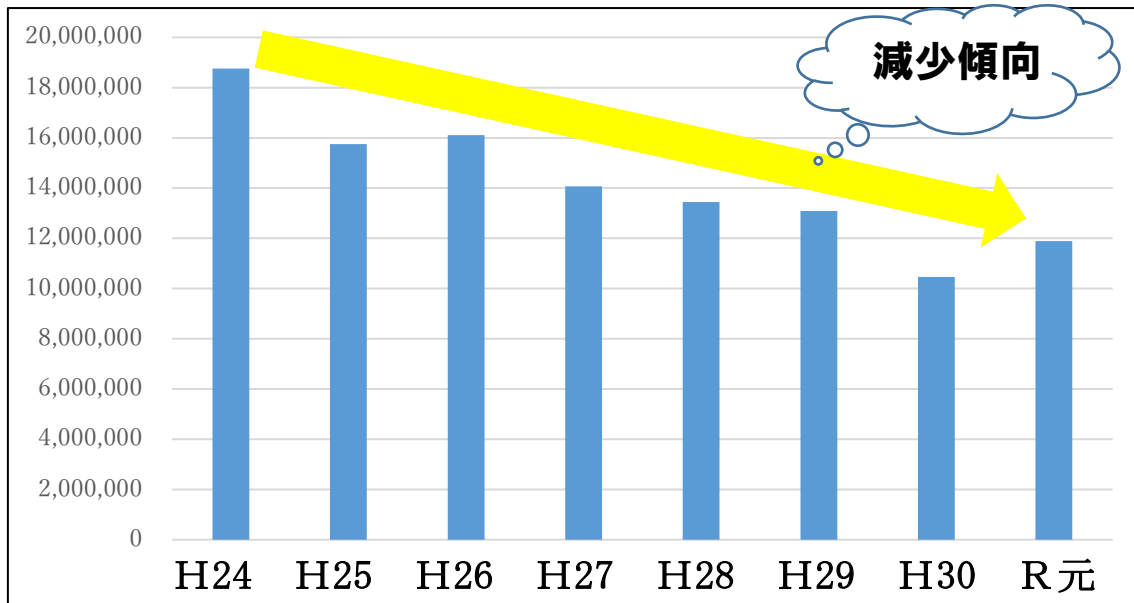
【自主防災組織育成事業補助金の手続きの変更について】

1. 現状の課題

本補助金は、直近数年間の交付実績額に基づき予算を確保しています。下表のとおり補助金交付実績額も年々下がってきているため、予算規模も減少傾向にあります。

今後、申請額などが突出して増えた場合など、各自主防災組織からの補助金交付申請に対して申請額通りに交付できない可能性があります。

表3 自主防災組織育成事業補助金交付実績の推移



2. 手続きの変更点

(1) 事前の整備計画の提出

補助申請額が予算額を上回った場合に、公平に補助金の交付をできるようにするため、事前に整備計画を提出していただきます。

各自主防災組織より提出いただいた整備計画を取りまとめた上で、補助申請予定額が予算額を上回る場合は、調整率を乗じて、内定額をお示しします。

例：事業費10万円で調整率が97.5%になった場合

100,000円(事業費) × 1/2(補助率) × 97.5%

= 補助額48,700円(計算した額から100円未満端数切捨)

※補助金交付申請書を提出する場合は内定額が上限となります。

提出いただいた整備計画に基づき算出するため、整備計画の内容(購入予定)が実際と大きく異なると必要以上の調整率を乗じることとなり、全体に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

あらかじめ内容を十分に精査した上で、整備計画を提出いただきますようお願いいたします。

(2) 申請期限の変更

現在2月28日を提出期限としておりますが、神奈川県への補助申請手続きに要する時間を確保するため、申請期限を1月31日に変更します。

3. 補助金手続きスケジュール [●市が実施 ★自主防災組織が実施]

表4 年間スケジュール (補助金交付までの流れ)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●補助金の案内を发出	★自主防災組織内で 購入物品検討 ★検討結果に基づき 整備計画作成			★整備計画を提出	●補助金の内定額通知	★内定額に基づき物品購入 ★補助金交付申請書類の作成 ★補助金交付申請書を提出					

※補助対象経費であれば内定額通知発出前の購入等も可能ですが、調整率を乗じた場合は補助金額が購入額の2分の1とならないこともありますのでご注意ください。

4. 今後に向けて

保管場所や財源に限りがある中で、各自主防災組織の資機材の整備状況を確認したうえで、計画的に整備すること、自主防災組織間で補完し合うことなどで資機材のより一層の活用が図られると考えております。

市ではこういった活用を進めるための取り組みを検討していきます。

令和3年2月9日

各自主防災組織会長 様

茅ヶ崎市防災対策課長

ハザードマップ（案）に関する意見募集について

立春の候、貴職におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から本市の防災行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年の頻発化、激甚化する水害を踏まえて、平成27年に水防法が改正されたことにより、平成28年に国が相模川、平成30年に県が小出川・千の川のそれぞれ想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域図等を作成しました。

また、今年度、市が千ノ川（市管理部分）、駒寄川の想定最大規模に基づく浸水想定区域と内水浸水想定区域の調査を行い、これらの浸水想定を踏まえてハザードマップ（案）を作成しました。

ハザードマップの作成にあたりましては、市民の皆様にご直接お会いして意見をお伺いしたいところですが、コロナ禍の現状を考慮し、次の方法でご意見をお伺いさせていただきます。

つきましては、自主防災組織にもご承知おきいただき、ハザードマップ（案）にご意見がありましたら、同様の方法でご意見をいただければと存じます。

なお、新たに作成したハザードマップは令和3年5月末を目途に全戸配布する予定です。

1 意見募集期間 令和3年2月12日（金）～25日（木）

2 意見提出方法 ①市ホームページ

ホームページ内に案を掲載しますので、ページ下部のお問い合わせフォームより入力後、送信してください

②公共機関（※）設置のご意見箱への投函

※市役所防災対策課、市内各公民館、小出支所、香川駅前出張所、辻堂駅前出張所、ハマミーナ出張所

※閲覧用（カラー）と配布用（白黒）の案を配架します

事務担当：防災対策課防災担当

電話番号：0467-82-1111

F A X：0467-82-1540

メー ル：bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

令和3年2月9日

各自主防災組織会長 様

茅ヶ崎市防災対策課長

『ちがさき防災WEEK』の開催について

立春の候、貴職におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から本市の防災行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

11月のまちぢから協議会連絡会でお知らせさせていただきました『ちがさき防災WEEK』の開催について、緊急事態宣言の状況等を踏まえ、以下の要領で実施することとなりましたので、改めてお知らせさせていただきます。

なお、現在の状況を鑑み、人が集まって意見交換することは難しいと判断し、11月にお知らせした「オンラインによる防災講座」は中止とさせていただきます。

また、展示につきましては、一部商業施設や市役所で実施しますので、別件でこれらの施設にお越しの際はブースへお立ち寄りください。

- 1 実施期間 令和3年3月1日（月）～14日（日）
- 2 実施内容
 - ①ちがさき備えるフェア
防災パネルや防災用品等の展示
場所：市役所本庁舎1階ふれあいプラザ、一部商業施設（実施店舗については今後HPで公開予定）
 - ②防災動画
《日常生活の延長にある防災》をテーマとした動画
YouTubeにて3月1日（月）18時に第1弾配信
第1弾以降は隔日配信
※2月25日（木）18時に予告動画を配信します。是非ご覧ください。

※『ちがさき防災WEEK』の概要については別紙のチラシもご覧ください。

事務担当：防災対策課防災担当
電話番号：0467-82-1111
F A X：0467-82-1540
メー ル：bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

ちがさき 防災WEEK

写真：2011年4月宮城県石巻市

令和3年3月1日（月）から14日（日）

東日本大震災から10年
未曾有の大震災を振り返り、あらためて防災意識を高めましょう。

自分は大丈夫だと思っていない？

お住まいの地域の
災害リスクを
知っていますか？

家庭での備えは
大丈夫？

地域の防災活動に
参加してる？

ちがさき備えるフェア

- 地域の災害リスクや自助・共助の備えのパネル展示
（市役所本庁舎1階ふれあいプラザ・BRANCH茅ヶ崎2）
- 災害への備えの周知や防災グッズ等の販売
（市内協力店舗）

防災動画 (YouTube)

- 『日常生活の延長にある防災』をテーマに
防災について気軽に「見て・知って」もらえる
動画を配信（令和3年3月1日より配信開始）

▶ 茅ヶ崎防災関係動画



 100均で防災グッズを揃えてみた。

 クックパッドで非常食を作ってみた。

 冷水でインスタントラーメンを作ってみた。

など



そのほかにも、気軽に楽しめる動画を複数配信します♪

令和3年2月●日

各自治会長 様

茅ヶ崎市企画部秘書広報課長

令和3年度広報紙・市議会だより配布部数報告書等の提出について（依頼）

春寒の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本市の市政推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度の広報ちがさきにつきましては、月1回の発行とし、5月1日号以降の配布を自治会の皆様にお願ひさせていただきたく思います。

なお、広報紙等配布手数料は1世帯あたり年額200円となる予定です。（従来の手数料額は月2回発行で年額280円です。）

同封の手引きを参照の上、次のとおり書類の御提出をお願いいたします。

期日までに自治会長様及び団体代表者様が決定されない場合は、お手数ですが秘書広報課まで御連絡いただき、決定次第、御提出ください。

なお、同封の「広報ちがさき発行予定表」につきましては、各配布担当者の方にも御周知いただきますようお願いいたします。

お忙しいところお手数をお掛けいたしますが、よろしくをお願いいたします。

提出書類（各1部）

- | |
|--|
| ① 広報紙等配布業務請書・・・ <u>5月29日（金）</u> 〆切 |
| ② 令和3年度広報紙等配布手数料振込先届出書・委任状・・・ <u>5月29日（金）</u> 〆切 |
| ③ 令和3年度広報紙等配布手数料部数等報告書
・・・ <u>変更を希望される時期</u> に合わせて御提出ください |

提出先 茅ヶ崎市役所秘書広報課（同封の返信用封筒も御利用ください）

上記以外の同封書類

- （1）広報紙等配布手数料に関する書類作成の手引き
- （2）令和3年度広報ちがさき発行予定表
- （3）返信用封筒

（事務担当 秘書広報課広報担当）
電話 0467-82-1111（内線1552）

表面

令和3年度広報紙配布部数等報告書

令和3年度の広報紙配布部数等を、次のとおり報告します。

団 体 名	
-------	--

1. 『広報ちがさき』のお届け先・部数 (いずれかにチェックし表に御記入ください)

- 前年度と同じ (変更が無くても下の表にご記入ください) …4月20日(火) 切
- 5月1日号から変更 (4月22・23日納品予定) …4月9日(金) 切
- 6月1日号から変更 (5月24・25日納品予定) …5月10日(月) 切

氏 名	住 所	電話番号	必要部数
		()	部
		()	部
		()	部
		()	部
		()	部

※配送・仕分けに要する日数の都合でお届け先を増やすことは出来かねますので、大変ご迷惑をおかけしますが、昨年度と同数となりますようお願いします。

※コロナ禍で全市民へ情報を確実に届けることの重要性が浮き彫りになったことから、自治会未加入世帯を含めた配布に可能な限り御協力をお願いします。
 (従来に比べて最大で2割程度の配布部数増を想定しています。)

参考 令和2年度1発行あたり配布世帯数の概算

全戸配布部数:104,400部(前年度比+20,000部)

自治会等配布部数:84,400部

※秘書広報課に未配布の問い合わせがあった際には、参考として該当の自治会長様に情報提供いたしますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

裏面

2. 回覧物のお届け先・部数等 (いずれかにチェックしてください)

前年度と同じ (変更が無くても下の表に御記入ください) …4月20日(火) 〆切

____月 ____日号から変更

※回覧物ですので、1世帯1部ではなく、各地域等で読み回していただくものです

氏名	住所	電話番号	必要枚数
		()	枚
		()	枚
		()	枚

3. 御連絡先

報告書の内容について市からお尋ねすることがある場合の御連絡先を御記入ください。

氏名	電話番号	()

新型コロナウイルス感染症に配慮した配布のお願い

今後も、新型コロナウイルス感染症への対策が必要不可欠と想定されますので、新しい生活様式として示されている三密(密接・密集・密閉)の回避や飛沫感染の予防対策などに御協力をお願いします。

配布方法に関する指定はございませんが、コロナ禍において各地域で柔軟に御対応いただくための参考として、配布方法(他市事例など)を下記に御案内差し上げます。

また、「広報紙・議会だより配布作業に関するガイドライン(案)」も作成しましたので、令和3年5月1日号から広報配布人の皆様に御支援いただくにあたって御活用いただきませう、よろしくお願いたします。

なお、コロナ禍で受け取りを遠慮する旨の申し出があった際には、市HPやアプリで電子閲覧できることをご案内ください。

配布方法(他市事例など)

①回覧で各世帯が1部ずつとる

回覧板などを活用して、各世帯にいきわたるようにする方法。

手洗いと手指消毒、ポスト投函なども心がける。

②自治会館などで仕分けして各班で配布

複数の日程・時間帯で最少人数の作業を心がける。

③集会所などに広報紙を置き、各世帯で取りに行く

自治会内での会議などにあわせて、負担軽減も心がける。

④民生委員などが、独居高齢者などの見回り巡回とあわせて配布

独居高齢者への声かけなどを行い、安否確認・コミュニケーションとしての役割も兼ねる。

事務担当 秘書広報課広報担当
電話 0467-82-1111(内線1552)

20世帯以上の配布団体一覧

番号	団体名	郵便番号	住所	配布部数
1	電源開発アパート	253-0041	茅ヶ崎1-7-3-502	15
2	(有)山立ビルマネジメント	253-0084	円蔵2-1-40-101	38
3	公務員合同宿舎茅ヶ崎住宅	253-0013	赤松町 7-2-4-501	150
4	コスモ茅ヶ崎サザンヒル管理組合	253-0027	ひばりが丘 4-10	60
5	ライトタウン茅ヶ崎5号棟	253-0082	香川 1-10-5-908	100
6	クオス茅ヶ崎レジデンシャルステージ	253-0002	高田4-24-32	34
7	鶴が台北口商店街	253-0003	鶴が台 17-13(南)ヌマタ電化センター	31
8	一般社団法人南湖荘	253-0061	南湖 7-12869	125
9	湘南亭	253-0002	高田 5-5-13みどり荘3号室	125
10	藤和シティコープ茅ヶ崎管理組合	253-0085	矢畑 681-4-406	45
11	社会福祉法人麗寿会 ケアハウスふれあいの里	253-0007	行谷 582-1	50
12	ニューイースト湘南茅ヶ崎管理組合	253-0061	南湖 4-22-42	83
13	ポルト湘南・茅ヶ崎	253-0026	旭が丘 7-37	30
14	エルマール茅ヶ崎管理組合	253-0033	汐見台 2-35	24
15	中銀茅ヶ崎マンション管理組合	253-0063	柳島海岸2-8	34
16	ハミング・ユウ	253-0086	南湖2-2-2	22
17	シャルマンコーポ茅ヶ崎第2	253-0045	十間坂1-3-43	26
18	シャルマンコーポ茅ヶ崎管理組合	253-0085	矢畑1426-4(管理事務所内)	32
19	ズーデン第一	253-0045	十間坂3-19-28-602	21
20	リステージ茅ヶ崎中央公園管理組合	253-0042	本村4-8-1	33
21	グラン・コート湘南茅ヶ崎管理組合	253-0042	本村4-22-14	76
22	高田五丁目町内会	253-0002	高田5-2-23	40
23	サザンマンション	253-0055	中海岸1-2-45-502	40
24	クリオ茅ヶ崎柳島海岸管理組合	253-0063	柳島海岸8-1	47
25	アジュール湘南	253-0071	萩園2334	40

これからの市民集会について

令和3年2月10日（水） 市民自治推進課

1

提案内容

例年、各地区で開催されている市民集会ですが・・・

- コロナ禍においても実施可能な手法
- 従来の市民集会よりもより地域課題の解決に繋がる手法



提案1 地域課題を深掘り！解決へ！モグラ型市民集会

提案2 夢を語り合い、地区の将来について意見交換！ドリーム型市民集会

2

地域課題を深掘り！解決！

1 モグラ型市民集会

目的 個々の地域課題について、解決方法を見つけること。

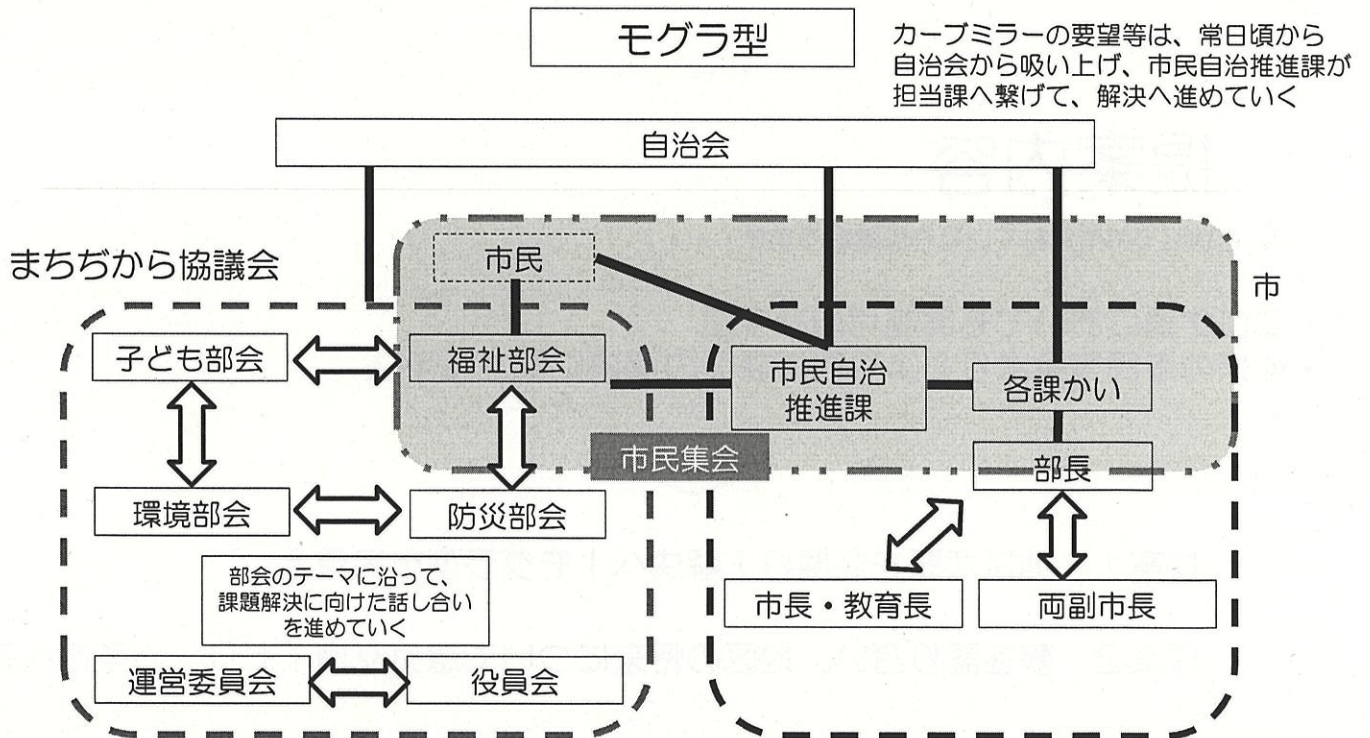
概要 部会が主催し、担当するテーマに関する地域課題について、市の担当課かいと課題解決の方法を話し合う。市民も部会活動に参加する。

具体的な話し合いを部会活動として、年複数回、定期的に行い、進捗確認などを行う事で課題解決に繋がりやすい。協議会の特定事業を活用することもできる。

テーマを絞ることで、議論が深まる。

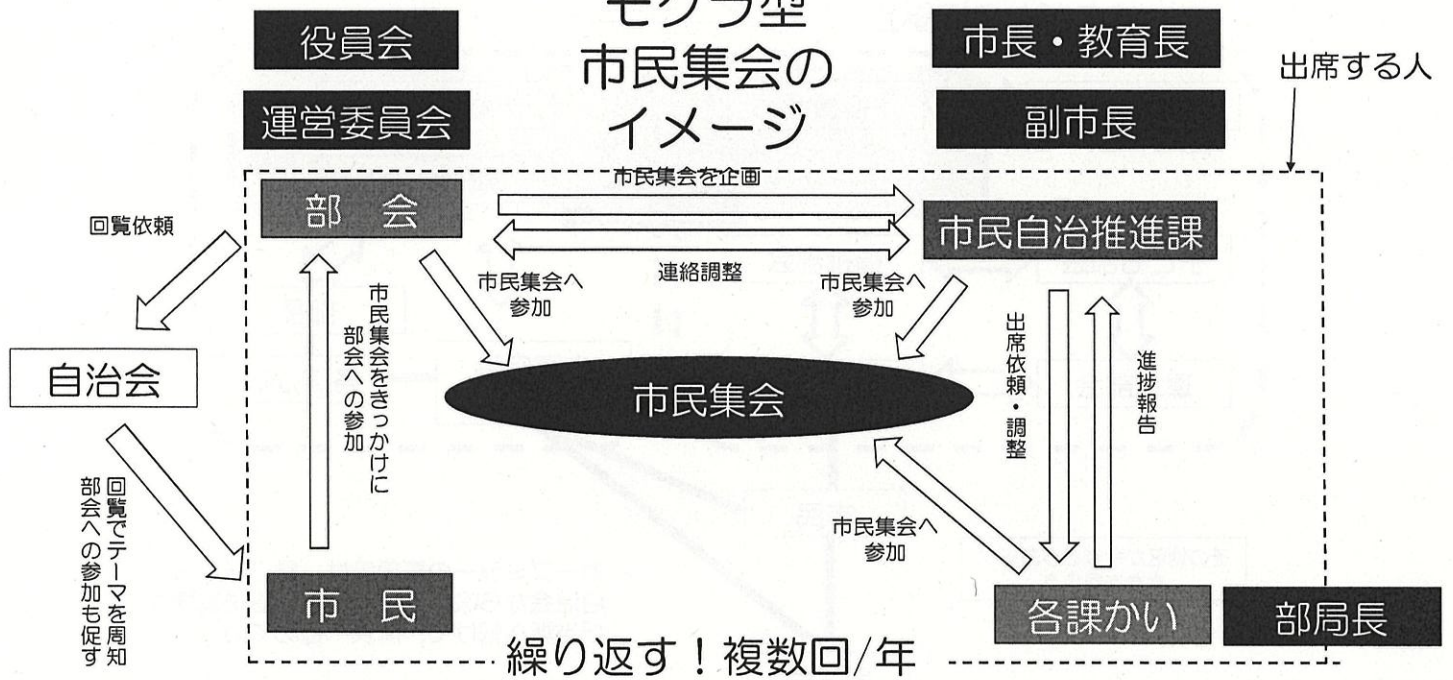
テーマに関心がある市民が参加することで、部会へ参加するきっかけとなる。

3



4

モグラ型 市民集会の イメージ



5

夢を語り合い
協働で実現していく

2 ドリーム型市民集会

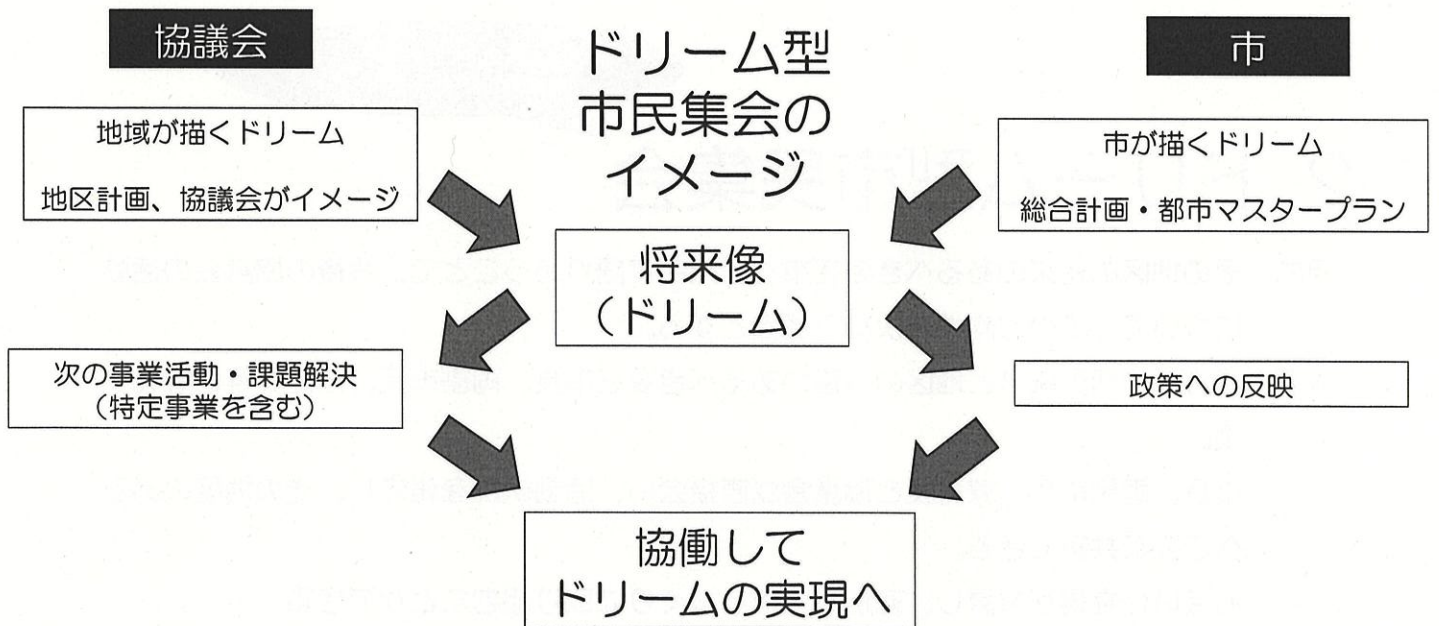
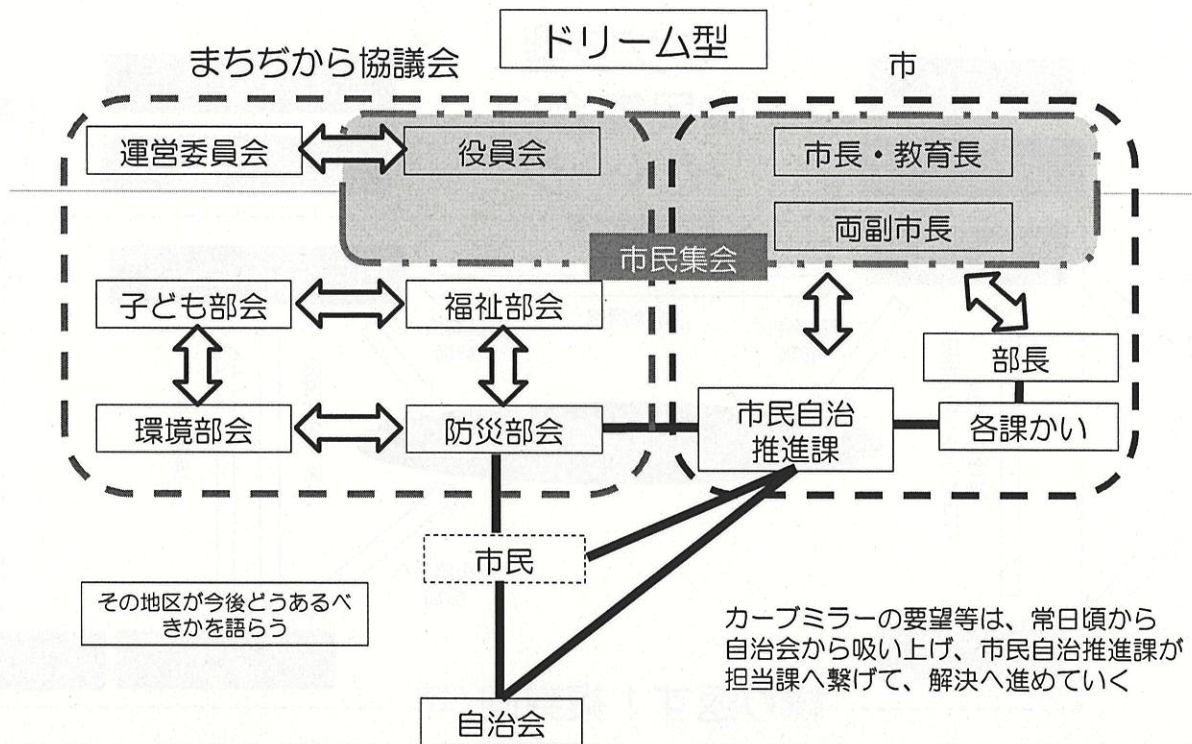
目的 その地区の将来のあるべき姿を市と協議会で語りあうことで、今後の協議会の活動について、その方向性を決める機会とする。

概要 協議会の活動報告と地区の今後のあるべき姿を市長、両副市長、教育長等と意見交換。

市長、両副市長、教育長と協議会が直接会い、活動状況を報告し、その地区のあるべき姿を共有できる。

お互いの立場を尊重し、連携してまちづくりに取り組むことができる。

6



行政（市）と地域（協議会）が語り合い、地区のあるべき姿（ドリーム）を共有し、連携してより良い街づくりを目指します

まちぢから協議会等に関する令和3年度予算について

	所管課名	補助金等の名称	対象団体等
1	市民自治推進課	自治会運営交付金	自治会
2		自治会館設置費等補助金	自治会
3		自治会館賃借料補助金	自治会
4		地区自治会連合会等補助金	自治会連合会等
5		自治会長行政連絡調整手数料	自治会長
6		地域コミュニティ設置運営費補助金	地域コミュニティを設立しようとする団体
7		認定コミュニティ運営等助成金	認定コミュニティ
8		認定コミュニティ特定事業助成金	認定コミュニティ
9		認定コミュニティ運営等助成金（茅ヶ崎公園体験学習センター施設利用助成金）	認定コミュニティ（海岸地区まちぢから協議会）
10		まちぢから協議会連絡会委員連絡調整手数料	まちぢから協議会連絡会委員
11		まちぢから協議会連絡会補助金	まちぢから協議会連絡会
12	秘書広報課	茅ヶ崎市広報紙等配布手数料	自治会等
13	防災対策課	自主防災組織育成事業補助金	自主防災組織
14		地区防災訓練補助金	地区自治会連合会、認定コミュニティ
15	スポーツ推進課	茅ヶ崎市体育振興会連絡協議会事業費補助金	茅ヶ崎市体育振興会連絡協議会
16	福祉政策課	茅ヶ崎市社会福祉団体補助金	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会
17		重層的支援体制推進事業業務委託（地区社会福祉協議会育成費補助金）	茅ヶ崎市社会福祉協議会（各地区社会福祉協議会）
18	高齢福祉介護課	茅ヶ崎市老人クラブ助成事業費補助金	単位老人クラブ
19	環境保全課	美化推進事業補助金	美化運動を自主的に実施している市内の団体（自治会等）
20	資源循環課	資源回収推進地域補助金	自治会
21	環境事業センター	ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料	自治会
22	都市政策課	感震ブレーカー設置費補助金	まちぢから協議会（地区自治会連合会）
23	社会教育課	茅ヶ崎市PTA連絡協議会補助金	茅ヶ崎市PTA連絡協議会

（裏面に続く）

24	青少年課	青少年育成推進協議会交付金	地区青少年育成推進協議会
25		単位子ども会補助金	単位子ども会
26		青少年指導員活動謝礼	青少年指導員
27		青少年健全育成事業業務委託料	青少年指導員連絡協議会
28		子ども大会委託料	地区青少年育成推進協議会



茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

令和3年1月末

(手集計～統計値とは異なります)

	振り込め詐欺		ひったくり		空き巣		暴行・傷害		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい物 (車から荷物 等を盗む犯 罪)		部品ねらい (車やバイク の部品を盗む 犯)		置引き		器物損壊		累計
	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	1月	累計	
茅ヶ崎地区							2	2	4	4	12	12									18
茅ヶ崎南地区											2	2	1	1							3
南湖地区																					0
海岸地区											1	1									1
鶴嶺東地区					1	1					2	2									3
鶴嶺西地区									1	1	2	2								1	4
湘南地区											1	1									1
松林地区											4	4									4
湘北地区									1	1	2	2								1	4
小和田地区	1	1									1	1	1	1							3
松浪地区											2	2									2
浜須賀地区																					0
小出地区									1	1											1
合計	1	1	0	0	1	1	2	2	7	7	29	29	2	2	0	0	0	0	2	2	44

人身事故発生件数(累計)		死者数(累計)		負傷者数(累計)	
73(+22)		1(+1)		81(+20)	
	発生件数	高齢者	二輪車	自転車	
茅ヶ崎市 (1月)	62 (+25)	29 (+18)	19 (+9)	28 (+13)	
寒川町 (1月)	11 (-3)	4 (0)	2 (-1)	6 (+1)	
合計	73	33	21	34	
形態別	累計	割合	県警合計(R2)		
高齢者 	R2年 15 R3年 33(+18)	— 45.2%	588(-8)	県平均と対比 34.3%	
二輪車 	R2年 13 R3年 21(+8)	— 28.8%	494(+13)	県平均と対比 28.8%	
自転車 	R2年 20 R3年 34(+14)	— 46.6%	420(+27)	県平均と対比 24.5%	
子ども (中学生以下) 	R2年 6 R3年 2(-4)	— 2.7%	111(+4)	県平均と対比 6.5%	

令和3年振り込め詐欺地区別発生状況(1月末現在)

地区	番号	発生日	手口	発生場所	年齢	男女	備考
茅ヶ崎							

茅ヶ崎南							

南湖							

海岸							

鶴嶺東							

鶴嶺西							

湘南							

松林							

湘北							

小和田	1	1月15日	還付金	赤松町	76歳	女	

松浪							

浜須賀							

小出							

寒川							

令和 3 年 2 月

自治会長各位

資源循環課長
環境事業センター所長

チラシの配布について（依頼）

寒冷の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本市の環境行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、令和3年4月より剪定枝のリサイクル及び資源物（廃食用油・金属類）収集方法の見直し等を実施することに伴い、周知の一環として、2月より職員によるチラシ配布を予定しておりましたが、1月13日に開催されたまちぢから協議会連絡会定例会において、チラシ配布に関しては、各自治会にてご対応いただける運びとなりました。

つきましては、関係課より提供された資料に基づき、各自治会における配布必要枚数分のチラシをお渡しいたしますので、お忙しい中大変恐縮なお願いとはなりますが、配布にご協力くださいますようお願い申し上げます。

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当

[住 所] 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

[電 話] 0467-82-1111（代表）1221～3（内線）

[F A X] 0467-86-8118

[E-mail] shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp



せん てい し

剪定枝のリサイクルと資源物の収集方法の

4月から

茅ヶ崎市

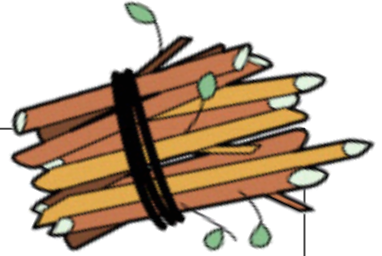
一部見直しが始まります!!

※詳細は「2021年度版ごみと資源物の分け方・出し方」をご覧ください

剪定枝

庭木などの手入れを行った際に出る剪定枝は、これまで燃やせるごみとして処理してきました。ごみの減量化を推進するため、剪定枝のリサイクルを開始します。収集された剪定枝はチップ化され、堆肥や燃料としてリサイクルされます。

▶ 剪定枝は次の方法で出してください（事業者は対象外）



① **電話により予約制収集を依頼（無料）4月1日（木）から受付開始** ※通話料金は発生します。

茅ヶ崎市資源分別回収協同組合 ☎ 57-1166 受付時間 8:15～17:00 月～金（年末年始を除く）

▷ 収集日は原則として、お申込み受付日の次の水曜日となります。

▷ 枝・幹のみ対象（袋に入れずひもで束ねる。葉がついていても収集可能）。つる、シュロ（ヤシ科の植物）、木製品は出せません。

▷ 1本あたりの長さは1m以下、太さは1cmを超え20cm以下、ひもで束ねた際の1束あたりの直径は35cm以下としてください。

※ 太さ1cm以下のものは「燃やせるごみ」で出してください。

② **リサイクル施設へ直接持ち込み（無料）4月1日（木）から持ち込み開始**

（株）都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所（赤羽根3895）

☎ 55-2490 受付時間 7:00～12:00 13:00～18:00 月～土（年末年始・GW・お盆を除く）

▷ 枝・幹・草・落ち葉・つるが対象（長さ、太さに制限なく搬入可能）。シュロ（ヤシ科の植物）、木製品は持ち込めません。

▷ 搬入時は、氏名・住所を確認できる身分証明書（免許書等）を提示してください。束ねていた紐やごみ袋は持ち帰ってください。

※ ①、②いずれの方法も、土や石、針金等の異物は取り除いてください。

※ これまでと同様に、環境事業センターへの持ち込み（直接搬入）も可能（有料）です。

廃食用油・金属類

廃食用油と金属類を月1回の収集から月2回の収集に変更（びん・かん・ペットボトルの収集日に合わせて収集）し、コンテナ収集を廃止することで、収集量の増加と収集体制の効率化を図ります。

▷ コンテナには入れず、集積場所に直に出してください。（コンテナ収集は行いません）

▷ 袋に入れず、そのまま集積場所に出してください。

▷ 廃食用油は、必ずスクリュューキャップ式のペットボトルで転がらないように出してください。

▷ 金属類は指定10品目から8品目（なべ・やかん・フライパン・焼き網・スプーン・おろし金・ボウル・ざる）になります。

※ フォーク・テーブルナイフは「燃やせないごみ」で出してください。



問い合わせ先 資源循環課 ☎ 82-1111(代表) 環境事業センター ☎ 0570-005-383(北`ダ`ヤル)



茅ヶ崎市

ごみの排出時間について

～排出は朝8時半までに～



燃やせるごみ、燃やせないごみの収集方法が変わります。

収集業務の効率化、費用対効果の観点から、ごみ収集車の台数を削減するとともに収集コースの見直しを行いました。

そのため、令和3年3月までと4月からは、集積場所に伺う時間が変わる場合がありますのでご注意ください。

なお、4月以降は、その日に排出されるごみの量によって、積み荷を降ろすために環境事業センターまで引き返すタイミングも異なってきます。

収集後に排出してしまうことのないよう、必ず収集日の朝8時30分までに決められた集積場所に排出してください。



茅ヶ崎市

車輜火災防止にご協力ください。

適正な分別をお願いします。

令和2年度、市内でごみ収集車の火災が3件発生しました。

それは、「燃やせないごみ」の収集車で、その原因は分別を誤って排出された次のようなものでした。

- ▷ 使い捨てライター → 燃やせるごみ
- ▷ スプレーかん → かん（使い切って穴をあけて）
- ▷ リチウムイオン電池 → 販売店などの電池回収ボックスへ
※電池がはずせないものは、公共施設などの使用済小型家電回収ボックスへ

適正に排出していただくことで火災を防ぐことができます。

近隣の方々への周知など、ご協力をお願いいたします。



啓発動画



問い合わせ先 環境事業センター業務担当 ☎ 57-0200(直通)

(写)

令和3年(2021年)2月16日

小和田公民館登録団体・サークル代表者・連絡者各位

小和田公民館長

小和田公民館の耐震補強及び施設改修工事に伴う臨時休館について(お知らせ)

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、小和田公民館の活動について、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、令和2年7月から8月にかけて実施した耐震改修に向けたアンケートでは、多くの団体・利用者の皆様から、御意見をいただきありがとうございました。

さて、小和田公民館は、昭和55年5月に開館して以来、多くの皆様に親しまれながらも40年以上が経過し施設の劣化が進んでいる状況でございます。このため、以前にお知らせしたとおり公共施設整備・再編計画に基づき、令和3年度に耐震補強工事を行うとともに空調やトイレ等の劣化した設備の改修工事を行ってまいります。

工事期間中につきましては次のとおり臨時に休館することとなりますので、お知らせいたします。登録団体・サークルの皆様には、御不便をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

臨時休館：令和3年6月1日(火)～令和4年3月中旬【予定】

(2月16日現在の予定ですので、変わる可能性があります)

- ※ 本お知らせは、登録いただいている団体・サークルの代表者様及び連絡者様(重複時は代表者様のみ)に送付していますので、会員・メンバーの皆様に周知をお願いします。
- ※ 本お知らせは、令和3年2月9日現在の情報で送付しています。団体・サークル名や代表者名などの登録内容の変更、抹消については、小和田公民館までご連絡ください。
- ※ 休館中は、館内の全ての物品等を搬出する必要があります。詳細については、連絡用ポストや持ち込み物品の届けを提出いただいている団体・サークルに別途ご案内します。
- ※ 現在、工事の方向性の図面を館内に掲示していますが、完成後の図面についても、でき次第館内に掲示します。
- ※ 休館中は、他の公共施設(鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、香川公民館など)をご利用ください。なお、利用に当たっては別途登録が必要となります。
- ※ 開館日や休館中の連絡先等については、あらためてお知らせします。

お問い合わせ 茅ヶ崎市立小和田公民館 鈴木・岡本
〒253-0023 茅ヶ崎市美住町6番20号
電話：0467-85-8755 Fax：0467-85-8788

県立汐見台公園での、令和 2 年度の公園管理事務所主催の津波避難訓練の概要は下記のとおりです。

(はじめに)

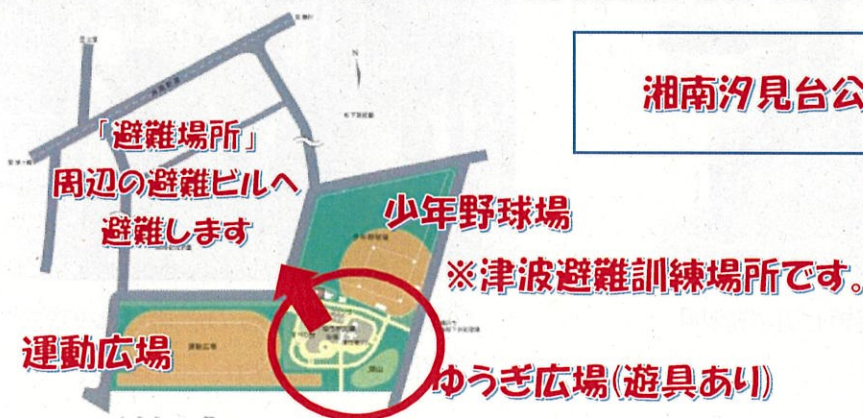
・県立辻堂海浜公園管理事務所では、毎年、公園利用者様にも参加いただいて「津波避難訓練」を実施して、大規模地震発生時にもスムーズな避難ができるよう訓練をしています。

(実施の概要)

1. 実施期日 令和 2 年 12 月 23 日(水) 午後 12 時~12 時 15 分程度
2. 実施場所 湘南汐見台公園
3. 主催者 辻堂海浜公園管理事務所(県立湘南汐見台公園指定管理者)
4. 参加者 公園管理事務所職員 5 名
ゆうぎ広場に来園された方 38 名 (当日来園された、大人、乳幼児など)
計 43 名
※土日に実施の場合は、少年野球場や運動広場ご利用の団体の方々参加があります。100 名程度の参加人数になります。

5. 訓練の内容

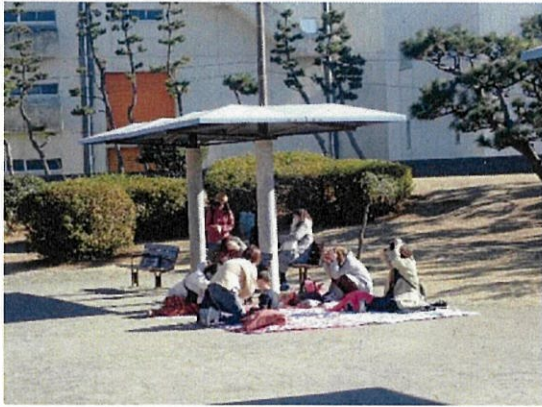
- ①職員のハンドマイクにより、12 時に「訓練です、こちらは公園管理事務所です」「ただいま震度 6 強の地震がありました、身の安全を確保してください」と放送します。
- ②案内を受けた参加者は、その場で手やカバン等で頭を保護し、低い体勢を取り身の安全を守ります。「**シェイクアウト**」の姿勢です。「約 1 分程度シェイクアウトを続けます」
- ③ついで、職員により「ただいま大津波警報が発令されました」「ただちに目標とする場所へ避難してください」とのマイク放送をします。
- ④参加者は、急いで一番近い公園出口に避難します。(訓練では公園入口の駐輪場所に集合します)
- ⑤集合場所で職員が点呼を行い、ケガ人の確認など行います。
- ⑥集合場所で、職員が園内に掲示してあります「津波避難場所図」を見ながら、参加者へ近隣の「津波避難ビル」など場所を説明します。市役所との避難ビル協定を結んでいるビルですので、震災時は避難してなるべく高い階に(3 階以上)に避難してくださいと説明します。
- ⑦職員から、市の想定津波規模では、到達時間 5 分、想定津波高 6.2m(地震時の潮位にこの高さを加えた高さが実際の津波高さとなります)の説明をします。
5 分程度の短い時間しかありませんし、公園の地盤高は 4~5m なので人の背丈を越える津波が想定されます。など説明して、迅速な避難が必要であるとの実感を体験します。



湘南汐見台公園図

(事務担当者)

1. 辻堂海浜公園管理事務所
2. 担当、(白石・山野)
3. 住所、藤沢市辻堂西海岸 3-2
4. 電話、0466-34-0011



①シェイクアウトの様子



②滑り台前でのシェイクアウト



③避難移動の様子(乳幼児多い)



④避難移動の様子



⑤避難移動の様子



⑤ゆうぎ広場からの避難移動



⑥駐輪場出口からの避難ビルの説明



⑦駐輪場出口からの避難ビルの説明

※砂場などから、駐輪場出口まで約5分かかりました、津波は5分8.6mで到達します。

「湘南汐見台公園に掲示しています「避難マップ」です、避難ビルが掲示されています。」

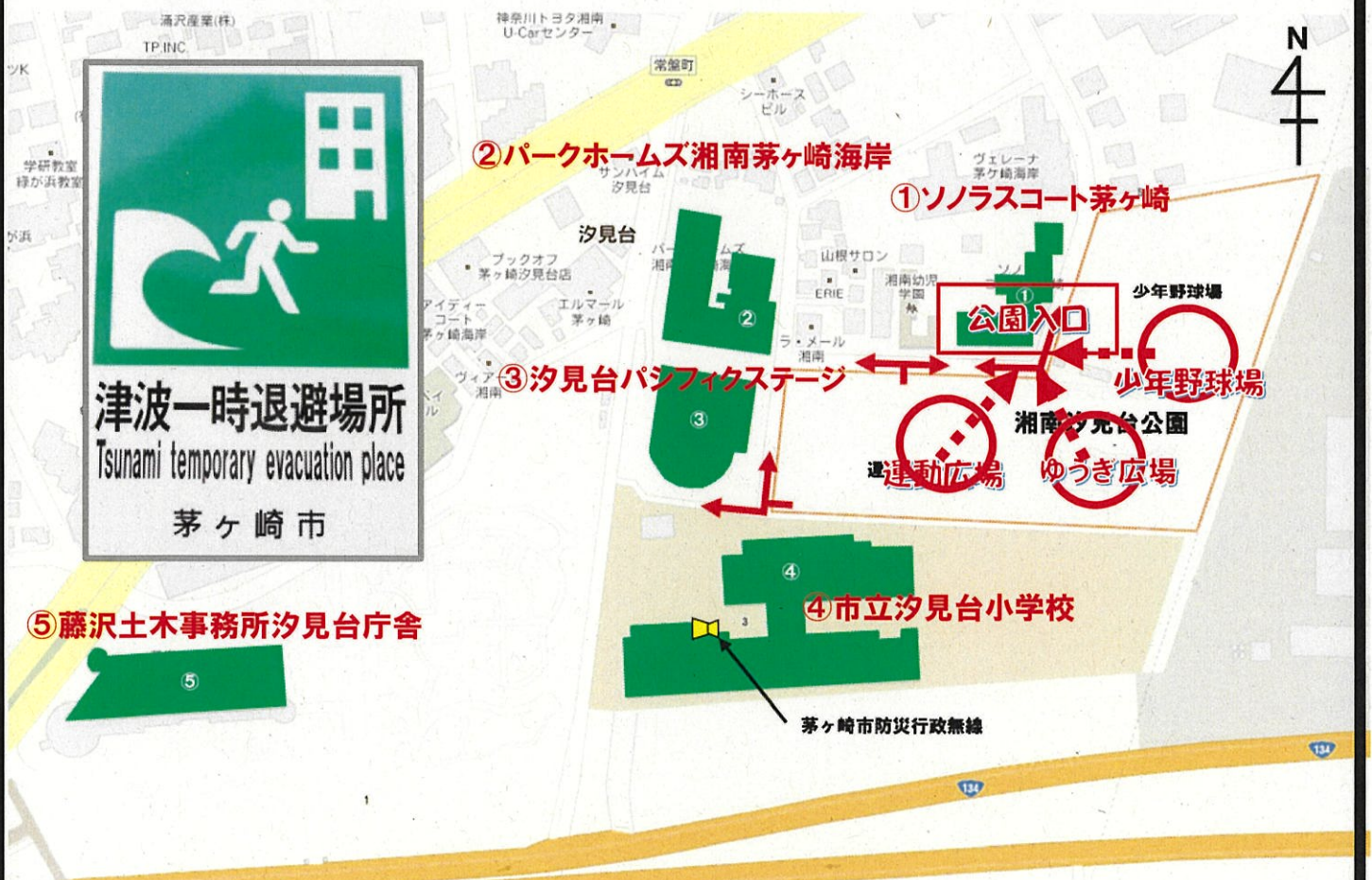
つなみけいほうはっぴょうじ 津波警報発表時は

ただ こうえん ひなん くだ
直ちに公園から避難して下さい

きんきゅうじ つなみいちじたいひ ぼしよ
緊急時の津波一時退避場所(市が協定締結している建物)は
かき みどり しる たてもの
下記の緑で印した建物です(平成31年4月1日現在)

■ 津波一時退避場所 ■

■ Tsunami temporary evacuation place ■



施設名称: ① ソノラスコート茅ヶ崎 ② パークホームズ湘南茅ヶ崎海岸 ③ 老人ホーム湘南望青会
(汐見台パシフィックステージ) ④ 市立汐見台小学校 ⑤ 藤沢土木事務所汐見台庁舎

県立汐見台公園

(指定管理者:公園財団法人神奈川県公園協会・株式会社オーチャー)

令和3年2月吉日

松浪地区まちぢから協議会
運営委員の皆様

松浪地区地域包括支援センターさざなみ
管理責任者 森森恵

令和2年度 第2回松浪地区地域ケア会議出席のお願い

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より地域包括支援センターの活動にご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、地域包括支援センターでは下記日程にて地域ケア会議を開催したく、ご出席を賜りたくお願い申し上げます。

記

日 時：令和3年3月17日（水）
11：30～12：00
場 所：地域包括支援センターさざなみ
松浪コミュニティセンター2階 会議室
内 容：「趣味の冊子ができました」

当日ご出席の確認をさせていただきます。参加は自由です。

【連絡先】

電 話：0467-39-5901
担 当：包括センター 森
福祉相談室 丸本